

令和7年度企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項案

令和7年 月 日
公益財団法人児童育成協会

1 実施方針

児童育成協会（以下「協会」という）の指導監査においては、本事業の実施機関として、平成29年度より保育の質や安全性等を確保していくため、年1回立入調査を行ってきたところである。

このため、関係法令、政省令及び国から発出される通知等に照らし、適正な事業運営と利用児童が安心して適切な保育サービスを受けられるよう、効率的で実効性のある指導・監査を実施するものとする。

指導・監査は、関係法令、実施要綱及び助成要領等に照らし適正に実施されているかを確認する立入調査、重大な法令違反、不適切なサービス提供が疑われる場合等に実施する特別立入調査及び午睡時の職員配置状況や乳幼児の安全確保の観点からの午睡の状況を確認する午睡時抜き打ち調査とする。また、保育サービスの質と児童の安全、保護者の安心を確保するため令和2年度より巡回指導を実施する。

2 重点項目

- (1) 健康管理・安全確保の徹底
 - ・健康診断の実施状況
 - ・嘱託医との契約状況（小児科（内科）、歯科）
 - ・午睡時の確認
 - ・各種マニュアルの作成状況（事故発生防止、アレルギー、虐待対応等）
- (2) 保育所保育指針を遵守した保育計画等の適切な整備状況
- (3) 適正な労務管理、職員配置、資格の確認
- (4) 定員と現員の乖離
- (5) 従業員枠（自社従業員枠）・地域枠の比率の確認及び弾力的運用（保留通知書）
- (6) 設備基準（面積、避難経路等）
- (7) 各種研修参加状況
- (8) 事業実施適格者の確認
- (9) 事業類型及び運営委託の適用確認
- (10) 各種加算の要件確認
- (11) 消費税仕入控除税額報告書の報告確認
- (12) 揭示事項の確認

- ・ 保険の種類、保険事項及び保険金額
 - ・ 提携医療機関の名称等
 - ・ 緊急時等における対応方法
 - ・ 非常災害対策
 - ・ 虐待防止のための措置等
- (13) 経理規程の作成状況
 - (14) 経理区分・内部牽制体制の確認
 - (15) 予算書・決算書の作成状況
 - (16) 運営委託の場合の委託費支出状況
 - (17) 整備費、運営費の確認
 - (18) 利用者負担額の確認
 - (19) 各種契約内容の確認
 - (20) 財産登記内容の確認
 - (21) 前回立入調査の指摘事項に対する改善状況の確認